

3～10カ月以内を目処に済ませたい手続き

3ヶ月以内

4ヶ月以内

10ヶ月以内

期限	速やかに	速やかに	速やかに											
区分	相続				税金		相続・名義変更							
必要な手続き	遺言書を探す	遺言書の検認 ※公正証書遺言の場合は不要	遺産を調べる	相続を放棄する ※3カ月以内に手続きしないと 負債を抱えてしまうことも	故人の所得税を 申告する	故人の事業を引き継ぐ	遺産の分割を決める	遺産分割調停を 申し立てる	法定相続証明の申請	金融口座などの 手続き	株式の手続き	自動車の手続き	不動産の手続き	相続税の申告 ※相続財産が3千万円＋(相続人× 6百万円)を下回れば課税対象に ならない
必要な書類	遺言書	遺言書検認申立書	(戸籍一式) 残高証明依頼書(銀行) 固定資産評価証明書 不動産全部事項証明書	(戸籍一式) 相続放棄申述書	所得税及び復興特別 所得税の 確定申告書B	所得税の 青色申告承認申請書	遺産分割協議書	(戸籍一式) 遺産分割調停申立書	(戸籍一式) 法定相続情報一覧図の 保管及び交付の申出書	相続確認表 ※	相続手続依頼書 ※	移転登録申請書 ※	登記申請書 ※	相続税の申告書
手続き先	公証役場	家庭裁判所	銀行など	家庭裁判所	税務署	税務署		家庭裁判所	法務局	各会社	各会社	運輸支局	法務局	税務署 金融機関・ 税務署

※名義変更には「遺産分割協議書と印鑑証明書または遺言書」および「戸籍一式または法定相続情報一覧図」が必要